

情報開示・発信基盤に関する論点

論点

1. 対象となる NPO 法人について

一般法人化、指定管理制度（競争入札）、財政改革等により財団、社団、既存の法人が瀕死の状態、この法人の中に、公共を担う者はある、新しい公共と見るのはともかく、これら法人の再建はわが国にとっては重要事項であり、NPO 法人のみならず、再建の一助として寄附文化の構築もこれらの法人を抜きでは語れない。また、新しい公共は、イコール、NPO 等ではなく、新しい公共を担う NPO 等とは何かを整理すべきと考える。そこでは、NPO 法人を一面から捉えるのではなく、幅を持ってとらえる必要があると考える。

2. NPO 法人の活動内容を分類化する必要性

NPO 法人の活動内容、性質によって法人が提供すべき情報や企業等が必要とする状況が異なると考えられることから、NPO 法人の活動内容等を分析し、分類することが必要と考える。例えば、（１）国際協力などを行う NGO が NPO 法人化したもの、（２）趣味・芸術等の任意団体が法人格を必要として NPO 法人化したもの、（３）最近多いのが地域における子育て、介護等の身近な団体が福祉事業の受け皿として NPO 法人化したものなど、一定分類できるのではないかと考える。

3. 分類と課題

国際的に活躍する NPO 法人（NGO）は、国際的な評価を得るための財務等の情報を開示していく必要がある。また、国際的な法人情報の開示についてのグローバル・スタンダードに従う必要がある。また、多言語化による情報提供も必要となる。

このような、NPO 法人は、自ら HP で積極的に情報提供をするとともに、国等においては、国際的な法人情報開示のグローバル・スタンダードについて、その内容を、今後、国際展開を考える NPO 法人に啓発していくことは意義があると考えられる。

趣味的、サークル団体的な任意団体で、第一義的として「法人格」を必要とすることから、NPO 法人化した NPO 法人については、公共的役割を担う必要のない民間団体である場合も多い。このような NPO 法人に際しては、過度の情報公開等の負担を強いる必要があるのか検討が必要と考える。

大阪府では市町村に NPO 法人認証を移譲しているが、人口 5 万人以下の市町村を鑑みると、区域内に住所を有する NPO 法人や NPO 法人化を目指す者については、普段から顔が見えている場合が多く、その普段から見える活動を誠実にやっていく必要がある。

このような NPO 法人については、WEB 上での情報ニーズは活動案内などが中心となることが考えられる。ただし、地域に根ざした NPO 法人は、規模も大きくなく認定法人にはなりにくい、地域住民の寄附の支援ができるようになるには、「新制度の行政を経由しての寄附」は意義があると考えられる。

4. 情報の内容について、

(1) 何のための情報提供なのか

①現在国民相互のチェックのための情報

NPO 法人の活動監視を国民の視線でチェックするために情報を提供している。現在の基本的考えである。

②NPO 法人サイドにとっての情報提供とは何か

NPO 法人が自らの活動を PR し、NPO を認知させる必要のための情報提供。さらに、人材の確保、事業の協力、寄附の獲得など、NPO 法人の活動を PR し、拡充・拡大するための情報提供である必要がある。

なお、NPO の信用担保は①の情報で足りると考えるが、グローバル・スタンダードを満たすかは調査する必要がある。

③企業、個人等サイドが必要とする情報とは何か

企業、個人が NPO 法人等を支援する場合には、寄附という行為に拘らず、共同（協働）事業、人材提供・派遣、寄附等と多様である。それぞれに必要な情報とはなにかを適切に分析し、提供をしていくことが必要と考える。

例えば、企業サイドでは、企業が共同（協同）で事業を検討する場合は NPO 法人の事業ノウハウ等の技術力や活動範囲や活動対象等の情報が必要となるであろうし、企業の CSR 活動に伴ない必要とする情報は NPO 法人の性格も問われてくるものとする。また、個人が寄附等をする場合は、活動する人材、役員の人的側面、信用性を重視することも考えられる。特に、団塊の世代が地域社会や文化等活動に一齐に参画することが予想され、その受け皿として NPO 法人が具体的に人材募集や就労情報など詳細情報を提供知る必要がある。さらに、NPO 法人の情報を行政が支援する場合、協働事業等を実施する場合の対象としてのノウハウ等の情報、活動の公平・公正の情報等を必要とすると考えられる。

④情報開示・発信基盤の性格

現在の情報ネットは国民の監視の視点①が主目的だが、②③のマッチングがされるよう、性質を変える必要がある。

5. 基準をどうするのか。

一定の基準が必要ではあるが、全ての NPO 法人に適用するのか、差をつけるのか検討が必要と考える。例えば、多くの NPO 法人、これらは、地域の任意の団体が法人化するもので、最近、子育て、介護、自治会等の事業で多いが、これら法人では、申請に必要な事業計画、予算計画を立てるのも苦しいものが多い、これらの NPO 法人について、財務諸表等の資料を厳しく求めていくのか議論が必要と考える。

⇒寄附が必要であれば、一定の基準を設ける。

⇒福祉や環境など、行政支援の対象となる場合には、支援制度に必要な基準を満たせばよく、NPO 法制度からは、アプローチは必要ないのではないか。

6. 誰が情報開示・発信基盤を運用するのか

(1) 法人情報の入力

大阪府では当初から、閲覧を HP で可能とするよう関係書類の PDF 化と入力を委託し、行ってきた、現在行っていない県も含め全国統一的に入力は不可能と考える。統一的に行うのではなく、リンクを活用することで全国をカバーできないか工夫が必要である。

(2) 運用はどうするのか

発信基盤の性質が、監視・監督の性質が強ければ行政であろうし、マッチング、NPO 法人の活動支援の性質が強いのであれば、次の交流の場づくりの役割も含め、民間が良いのか等、個人情報保護の視点も含め、検討が必要である。

7. 情報開示・発信基盤を促進する仕組み

情報 IT の基盤の構築に平行して、フェイス・ツー・フェイスの仕組みづくりが必要であり、相乗効果と補完機能を高める必要がある。

(1) 情報交流の仕組みづくり

発信基盤の中に、NPO 法人と企業、個人が双方向で情報交換・情報交流ができる交流の広場的、仕組みが必要と考える。

(2) プラットフォームの形成

NPO の指導、人材育成、マッチング指導とともに、NPO 法人の中核となる組織が必要と考える。これを担うのは、行政ではなく、民間が中心となって構築するのが良いと考える。

(3) フェイス・ツー・フェイスの交流の場づくり

IT を活用した情報の流通も必要ですが、やはり、フェイス・ツー・フェイスの情報交換が必要と考える。例えば、毎年 10 月に外務省が共済で日比谷公園において開催される国際協力関係 NGO 等が一堂に会する「グローバルフェスタ」のように、積極的に自らの活動を PR する場、直接折衝する場も必要と考える。昨今、内々になりがちな状況を、地域にこもるのではなく、積極的に外に PR 等をする場が必要と考える。(マッチングの場⇒NPO と企業、NPO 同士間等の異業種の交流、融合化の促進。)

(参考)

NPO 法制も約 10 年たち、法人の数も一定の規模に達したと考える。単に任意の団体の法人化の域を出て、NPO 法人自身をどう支援していくか検討が必要と考えています。

この際、参考になるのが、地場産業振興や産地産業対策など中小企業施策だと思っています。主には、中小企業が個々の課題を共同で克服する協同化、協同組合(シアードサービスも含む)、指導センターの設置、後継者対策、PR とマッチングの場となる産地フェアなどです。

これらの仕組みを通じて、NPO 法人間の交流と共同、共通課題の克服、合併・統合等のダイナミズムが生じる。また、企業、大学等の異業種交流そして融合化が促進される。さらに、内向けになるのではなく地域や海外への情報発信と交流、人材育成・人材確保等が行われるものと考えます。非営利の NPO 法人といえども、研究をする必要があると思います。

これらの動きの一連を支えるのが、情報開示・発信基盤であると考えます。

具体の情報の内容について

1. 共有化すべき情報とは

(1) 共有化すべき基本的情報の充実

行政のみならず、市民により NPO 活動を監視するための情報は、共有化すべき基本情報と考えられ、これには、現 NPO 法人の事業の状況が分かるための事業報告書等が含まれると考える。

しかしながら、国のポータルサイトでは事業報告書等の掲載はされていない、都道府県によっては掲載を行っているところもあり、リンクを貼るなど工夫ができないか。

○考察

基礎情報 ⇒必要：現在のシステムで可能

役員名簿 ⇒必要：市町村まで公開

社員名簿 ⇒必要ない：府では必要なし、国はあげている。

定款 ⇒必要：変更が無ければそのまま掲載、

事業報告書⇒必要：誰が入力するのか（行政への提出時の書類を活用するのがベストだが、行政負担は大きい。）、

：個人情報の関係が問題（大阪府では、特に事業報告書に添付される「一連の資料」は、NPO 法人と調整・確認の、作業を経て UP している。）

決算書 ⇒必要

（財務諸表、損益対照表、収支計算書）

(2) 必要に応じて提供すべき情報の様式の統一化

NPO 法人が協働や人材派遣、寄附を求める場合に、個人、企業等に積極的に提案する情報を一定のフォーマットを提示しておく。

○考察

NPO 法人自身がアピールを考える NPO の法人の特性などの PR 情報

NPO 法人の近況活動情報

イベント、人材募集、寄附募集等の情報

(3) 新たな共通情報として評価情報の充実検討等が必要

大阪府では、認証取消の法人情報は現在掲載している。しかしながら、科料、改善命令、指導内容は掲載していない。

国では、監視・監督情報として、報告書の未提出の法人は掲載している。しかしながら、府では、報告書が未提出だから必ず、不適正だとは限らず、真面目に取り組み、時間等がなく、提出が遅れ失念している場合が聴聞などで確認されることから、未提出法人はあげていない。

このように、現在のところ評価は重視していないが、今後、協働、寄附等が促進されるには、法人の評価が問われることとなる。これには、2 面から検討が必要ではないか。

①法違反についての公表について一定の基準を設けること。②運営・財務についての評価・公表ができないかの検討が必要と考える。（近畿公認会計士会では研究をしている）

*この点、事業報告書と実態の乖離、法体系は書類審査で良しとしている。強化をしていくのであれば、生活協働組合の法体系に NPO 法体系も近づいていくものと考ええる。一方、各種行政の施策の受け皿としての、NPO 法人等は、施策事業の実施面からチェックしていくべきで、その情報を掲げればよいと考え方もできる。

2. 現状の問題点とその対策

(1) 個人情報の取り扱い

事業報告書等の提出において、法的提出義務の無いもので、個人情報が掲載されている書類等（監査報告書や銀行口座番号等）については、可能な限り返却、もしくは掲載の了解を得るようにしている。

(2) 評価情報の掲載

NPO 法人の積極的な PR とともに、法令違反や行政指導等についての情報をどどのように乗せていくべきか共通の基準が必要。

(3) 市町村への権限委譲

大阪府では、市町村への権限の委譲を進めており、政令市の大阪市以外では、書類の提供協力を得て、情報のインプットを進めることとしているが、各市町村の個人情報保護の考え方の違いから、多少の差を生じることとなるが、基本は市町村の協力の範囲でまとめることとしている。

(4) 電子申請

電子申請について、公署の証明書類等の添付書類が電子化できない。提出までに記述等について頻繁に指導を行っており、電子申請はなじまない。（現在は行っていない）

なお、簡易に提出が可能な、事業報告書の提出については、大阪府では電子申請を認めている。

3. 本府の取り組みにおいて好評を得ていること。苦労していること。その克服法。

大阪 NPO 情報ネットは、利用者が自由に検索でき、しかも、事業報告書等も掲載されていることから、本府に直接来庁をすることなく、法人の基本情報や事業報告書等が閲覧できるため府民に好評である。

一方、事業報告書等の掲載には PDF に変換に時間と手間がとられることから、特に6、7月に集中する事業報告書等の掲載時期がかなり遅くなる。このため、この時期の事業報告書等は委託先への搬入の時期を早めるなどの配慮を行っている。

4. 情報へのアクセスの状況

大阪府の HP へのアクセス数は、第一回 WG に提出をした数字でよろしいですか。

以上